

# 市原学園における法教育活動の報告

東京大学法科大学院出張教室

それでは、「市原学園における法教育活動の報告」をはじめさせていただきます。私、東京大学法科大学院出張教室安部慶彦と申します。よろしくお願ひ致します。

さて、まず本日の報告の流れですが、まず私たち出張教室の紹介、次に少年院での活動の目的、そして具体的な授業内容のご紹介、最後に考察反省と進めて参ります。

## (1) 団体の紹介

まず、団体の紹介、ということで出張教室の概要を説明いたします。

当団体は法科大学院が設立された2004年に発足し、主に中学生・高校生を対象として法教育を行っています。2013年度は当団体が発足して丁度10年目にあたり、中高で合計11校で実施し、また法務省司法法制部及び矯正局並びに市原学園にご協力を賜り、初めて少年院での活動の機会を頂くことができました。スライドにあります通り、市原学園で2月と3月の2回、実施いたしました。

## (2) 活動の目的

さて、少年院での活動の目的ということですが、目的は2つあります。

まず1つ目は、「法律の存在理由及び意義を伝えること」、ということで、具体的な法律の問題を考える前提として、なぜ法律が存在するのかを考え。そして実際にどのように法律が作られているのか、ということを理解してもらおう、ということです。

そして2つ目は、「実際の社会における法律の役割を伝えること」です。法律が人々の生活に身近なものであり、人を罰するためだけにあるのではない、人を助ける機能も有しており、法律を知ることが生活する上で役に立つことを実感して欲しいと考えました。

## (3) 授業の紹介

続きまして授業について、私東京大学法科大学院の森田が紹介致します。

市原学園の授業は2回に分けて行いました。そのため、各回の授業においては、先述の2つの目的である「法律の存在理由及び意義を伝えること」及び「実際の社会における法律の役割を伝えること」のそれぞれに沿ったテーマを設定し、それに応じた事例を検討することとしました。各回とも、少年達を3名から4名の少人数のグループに分け、グループ内で事例について意見を交わすこととし、各グループに法科大学院生が参加して、少年達に発言を促す等の役割を担いました。各グループで事例を検討した後は、全体の場でグループ内での意見を発表し、まとめの議論を行いました。

### ア 第1回(2月24日)

それではまず第1回の授業から紹介致します。第1回の授業では少年9名、法科大学院生4名で実施致しました。第1回の授業は、「法律の存在理由及び意義を伝えること」を目的としておりましたので、

テーマを「ルールが存在しない状況において発生する諸問題とその解決策」と設定致しました。

では早速事例及び問題の紹介をさせていただきます。第1回の授業は法務省が公開しております、法教育の事例及び問題を事前の了解の下、参考にさせていただきました。

まず事例につきまして、配布資料③若しくはスライドをご覧ください。体育館を卓球部、剣道部、柔道部、バレーボール部、バスケットボール部の5つの部活がそれぞれ使用していたところ、体育館の建て替えにより100名しか同時に使用できなくなってしまいました。そのため、生徒たちが自分たちでルールを作って使用することにしました。

そこで、まず問題①「今全く何のルールもない状態であったとするならば、どのような事態が起こり得るだろうか。何か不都合は生じるだろうか。」と質問しました。この問題は事例の把握及びグループワークで意見を出し合うための授業の雰囲気づくりのために全体に対して質問しました。これに対する答えとして、少年達から「早い者勝ちになってしまう」「体育館を使えなくなってしまう部活が出る」などの意見が出ました。

次に問題②及び③を出しました。この問題についてはグループに分かれて議論をする形式にしました。問題②は「以下の各事項はルールで決めて良いだろうか。決めてはならないだろうか。そのように考える理由は何だろうか。」という問題で、配布資料①記載の選択肢アからカまで検討致しました。また、問題③は、「問題②で決めてはならないルールがあると考えた場合、そのようなルールを作り出さないためにはどのような方法が良いだろうか。以下の各方法でルールを作るとしたら、どの方法がよいと考えるか。よいと思う順番に並べてみよ。それぞれの方法で何か問題は生じるだろうか。」という問題で、配布資料①記載の選択肢アからエを一番良いと思う順番から並べてみて、意見を出し合いました。

問題②は選択肢アウカについては決めてはならないルール、選択肢イオについては決めてよいルールとほぼ一致しました。これらについては私たちの想定通りでした。しかし、選択肢エについて、当初は決めてはならないルールとする意見が多いと想定していたのですが、少年たちは取引であるからよいとする意見が多数ありました。そのため、たとえば体育館を使わせる代わりに何でも言うことを聞くなどと選択肢の中身を変えて、取引なら本当に何でもよいのか各グループで問いかけて議論しました。問題③は選択肢ウ及びエのどちらかが一番になるかで分けると想定していたのですが、少年たちの意見は非常に多様で全く一致しませんでした。特に選択肢ウが一番よいとする意見もあれば、多数決では決まらないと一番悪いとする意見もありました。そのため、グループ内で意見を一致させる議論をする予定でしたが、短時間ではおよそ不可能であるため、各自なぜその選択肢をよいと思ったのか、あるいは悪いと思ったのか意見を出してもらい、他の少年の意見を聞いた上でどう思うか検討しました。

第1回の授業では、少年にとって身近な体育館の使用についての事例を用いることで、少年達が主体的に考えることを狙いとしたものでしたが、問題①について多くの意見が出るなど、スムーズに事例の検討に入れたようでした。問題②については、自由にルールを作る際にもその内容としてはならない「限界」があること、また問題③については、その限界を超えないようにするためにどのような「方法」でルールを決めたらよいかということを考えてもらうために出題しました。最後に各問題を踏まえたまとめをしました。問題①ではルールがなければトラブルが生じることを確認し、しかし、不公平・差別的なルールとして作ってはならないことを問題②で確認しました。そして問題③では、不公平・差別的なルールを作らないために、①全員に意見を発表する機会が与えられていること、そして②不公平ではない方法でルール作ることが必要であることを確認しました。

第1回の授業は全体として、少年たちから積極的に意見が出ていたことから、比較的良い反応が得られたと感じました。

#### イ 第2回（3月3日）

続いて、第2回の授業について東が紹介させていただきます。

第2回の授業の目的は「実際の社会における法律の役割を伝える」ということでした。そこで、授業では身近な市民生活上のトラブルを扱うことにしました。具体的には、詐欺の事例を扱い、その事案をうまく解決するルールを、グループディスカッションを通して作ってもらって実際の民法の規定と比べるという形で授業を行いました。本授業は、自分たちが常識的に考える解決策と法律の規定する解決策は意外と近いものなんだ、ということを感じてもらうことを目的としていました。もっとも、民法に規定するような一般的ルールを考えてもらうことは難しく、またそのような文言を考えてもらうことが目的ではなかったため、少年には事例に即したルールを作ってもらうこととしました。

では、具体的に扱った事例を紹介させていただきます。

配布資料④のワークシートの1ページをご覧ください。事例1は、BさんがAさんを騙して高級腕時計を手に入れたという事例でした。この場合にAさんは時計を取り戻せるか、という点につき考えてもらい、ワークシートにあるような穴埋め方式で考えてもらいました。この事例に関しては、民法の結論どおり、「Aさんが騙されたときに渡した時計は取り戻せる」というルールを作った班が大勢を占めました。しかし、中には「いくら騙されていても約束は約束だ」として、「騙されたとしても取り戻せない」と考えた少年も少数ですが、おりました。

続いてワークシート2ページをご覧ください。事例2と事例3はまとめて考えてもらいました。これらは先ほどの事例の発展版でありまして、Aさんを騙して時計を手に入れたBさんがCさんに時計を譲り渡した事例を扱いました。その上で事例2はBさんがAさんを騙してその時計を手に入れたことをCさんに告げた上でこれを譲った事例であり、事例3はこれを告げずにCさんに譲った事例でした。この問題の趣旨は、事例1で作ったルールに例外は必要ではないかということを考えてもらうものでした。しかし、このように第三者が出てくる事例については少々難しく感じる少年も多くおりました。そこで、法科大学院生が「時計は一個しかないよね？これは誰が持つべきなんだろうか？」「誰を守ってあげるべきかな？」と言う風に問いかけ、その結論を導くためのルールを作ってもらうこととしました。これも穴埋め式にルールを作ってもらい、ワークシート3ページの状態からルールを作ってもらいました。

しかし、結論として、この事例の答えの内容は民法の結論に近いものから遠いものまで、かなり多岐にわたりました。時計自体、常にAさんが取り戻すべきという意見があったのはもちろん、中には時計を売ってそのお金を分けるべきという意見などもあり、かなり柔軟性のある思考を持っているなという印象を受けました。

以上が、第2回の授業内容です。

#### (4) 考察・反省

最後に、考察・反省ということで。再び安部がご紹介いたします。

まず、事前に中高生と比べて少年達の間での理解力の差が大きいということは伺っていたため、当日はグループワークを中心として、問題も難しくせず、理解度に合わせて質問を投げるなど、理解の差に対

応するように努めました。実際には想像以上に少年達が積極的に議論に参加しており、また、私たちが思っていたほど、理解力の差は無かったと思います。

また 1 回目の授業の際に顕著だったのですが、中高での授業と比べて少年同士での議論が少なく、法科大学院生が間に入る形での議論が多いのが特徴的でした。今後の少年院での授業では、議論の進め方に工夫が必要であると感じました。

実際に少年達のアンケートを見ると、1 回目では「わかりやすかった」「法律をもっと学びたいと思った」などの意見がありました。また「事例が簡単すぎた」という意見に対して「少しわかりにくかった」という意見があるなど、理解力の差があったことがアンケートにもある程度表れているかと思います。2 回目でも「法律に興味をもった」「さらに学んでみたいと思った」などのポジティブな意見が合った一方、「法律は助けにならないと思う」「法律を学んでも役に立たない」などの、ある意味「実体験に基づいた」意見が出てきたことが興味深かったです。

本年度も少年院での授業をさせていただく予定ですので、今回の経験を活かして、より少年院に適した法教育を展開していくことができればと思っています。

以上で、私たちの発表を終わります。ありがとうございました。